

## 大和都市計画特別用途地区の決定（明日香村決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
阪合にぎわいの街 特別用途地区	約 9. 5 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

明日香村は、歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして我が国の古代国家形成の記憶をとどめる特色ある歴史的風土を形成しており、国民的国家的課題であるその歴史的風土の保存のためには、住民生活の安定及び産業の振興が不可欠である。

そのため、明日香村は歴史的風土の創造的活用の視点に基づき、「農」「文化財」「交流産業」「景観」の魅力を高め、『「明日香」を感じるができる、もてなしの村づくり』＝「まるごと博物館構想」を推進することで、交流人口・定住人口の増加と地域経済の活性化を目指している。（第4次明日香村総合計画）

本地区は、平成20年の都市計画道路平田阿部山線整備及び平成28年秋の国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区開園により、新たな観光・交流の主要動線が形成され、明日香村によって公有地を利活用した土地区画整理事業による住宅地整備の計画が進められ周辺の市街化の促進が図られている地区である。

そのため、古代には渡来人が定住し東アジアとの交流による文化が築かれ、高松塚古墳、キトラ古墳などの陵墓が集積する地域であるという歴史的風土の保存を図りつつ、来訪者への「もてなし」の充実に資する観光・交流施設等の立地誘導を進める必要がある。

よって、建築物の規模や形態規制については、現行の規制内容を維持したまま、観光・交流施設等の立地が可能となるよう第1種低層住居専用地域における建築物の用途制限のみを緩和する特別用途地区の導入を図るものである。